

日中正常化交渉を終えて

戦後の日本とサンフランシスコ体制

本日はお招きを受けまして、たいへん光栄に存じます。今回政府の中国問題の処理に当たりまして、各位をはじめ、国民各層から与えられましたご激励とご支援に対しまして、この機会に厚く御礼申し上げます。

- 本日のテーマは「日中正常化交渉を終えて」ということでございますが、この問題をお話するに当たって、日本の戦後がどういう国際的な枠組みの中で運営されてきたかということ、一度振り返っておく必要があるかと思えます。昭和二十六年に締結されましたサンフランシスコ平和条約、その直後結ばれました日米安保条約、申すまでもなくこの二つの条約が日本の戦後経営

の軸になってきたことは「承知のとおりであります。一方、アメリカとしては、同じ文脈の中で、米華条約と米韓条約を結んで参りました。米韓条約といい、米華条約といい、これらはとりもなおさず、日米安保条約と相互に補完的な関係にある条約であると申せまじょう。

その後しばらくたちまして、日華平和条約ができました。これはサンフランシスコ講和条約において、連合国のなかでこの条約に署名を終わっていない国であっても、サンフランシスコ平和条約の第二十六条により同等の条件で日本と講和を結ぶことができるという規定があり、それにとつてできた条約であります。同様の条約は日本とインド、ビルマ、インドネシア等との間に結ばれたわけでございます。日韓条約というのもその後に来たものですけれども、これは本来性質が少し違っております。これはサンフランシスコの平和条約において、朝鮮の独立が認められ、その独立国たる韓国と日本が結んだ条約でございます。しかし、これも大きく申しまして、サンフランシスコ体制の垣根のなかにある条約であると考えられます。

このサンフランシスコ体制というのは、あの当時の状況からいって、朝鮮事変の産物であったといえようかと思っております。朝鮮事変を経験いたしましたアメリカは、たいへん驚きまして、急いでこれに対応した仕組みをとらなければならなかったわけで、いま申しましたような条約機構を、アジアのこの地域につくり上げていったことと考えられます。そしてこの枠組みを支

えるフィロソフィーは、申すまでもなく、敵と味方をはっきりさせるいわば冷戦の哲学であったと思うのであります。

当時、日本国内にも全面講和論などもあって、吉田元総理としても、たいへん苦吟されたことと拝察しますが、アメリカと結んで戦後経営を考えざるを得なかった日本は、結局、このサンフランシスコ体制のなかに両足を深く入れてしまったわけでございます。このサンフランシスコ体制の評価はまちまちでありまして、いまなおこの体制に反対している野党があるわけでございます。しかしわれわれ政府与党は、終始この体制を大切に堅持して、今日に至ったわけでございます。

しかし国際情勢がだんだんと変わって、平和共存時代を迎えることになりました。いわば対話のない対決という冷戦時代から、ともかくも対話を持ちつつ共存しようとする状況に移ってまいったのであります。こつこつという国際情勢の変化を踏まえて、サンフランシスコ体制をそのままの姿で維持していく必要がないのではないかという新たな議論が出てくるようでございます。

しかしアメリカは、このような条約機構を今後も手堅く維持していく必要を感じております。今年の夏、私は田中総理にお供して、ハワイに参り、アメリカの首脳と会談をいたしました。アメリカの首脳は依然としてこの体制を堅持していくという意思を、きわめて明確にされたので一

あります。アメリカとしては、なるほど世界が緊張緩和の状況にあることはわかるが、力が背後にないと、対話を通じても実りある成果を期待することはむずかしいのではないか。アメリカはいままで友好国との間に多くの約束を持っているが、いずれの約束も、これを守らないようなアメリカだったならば、信を世界に失うにちがいない。約束を守るためには力が要る。そのようなアメリカは考えているようです。

一方、国内におきまして、こういってすっきりしない不安定な状態であればあるほど、軽々しくこの枠組みを変えるべきでない、というのが大方の識者の判断であろうと思います。日本の戦後経営を支えてきたこの基盤から手軽に離れるわけにはまいらないということでしょう。とりわけ日本にとって、経済の面ばかりでなく、安全保障の面でも、日米関係がいかに大切であるかということ、大方の国民がよく承知していることとさせていただきます。

そういう日本が今度、中国との間の和解にのり出すわけでございます。言いかえれば、中国との和解という問題は、この体制を犠牲にしてまであがなわなければならぬものかどうか、と問われたならば、犠牲にしてもいいのだという方は、そう多くはないと思うのであります。でき得るならば、この体制を堅持したままで、日中和解の糸口がつかめないものかどうか、これがわれわれの課題であつたわけです。

きわめて狭かつた日中和解の道

ところが、私どもが取り組もうとする相手である中国は、どういう立場にあるかというところ、中国はこのサンフランシスコ体制とは全然縁もゆかりもない国でございます。たんに縁がないばかりか、この体制は、中国にとって友好的な体制とはいえないばかりか、むしろ敵対的な体制といつても過言でない。そういう国であります。中国が快しとしない体制を背負つたままで、中国との和解を考えるわけでありますから、われわれはこの交渉は容易でない仕事であるうと覚悟をしていたのでございます。

そこでやり方といたしまして、まずサンフランシスコ体制に全然関係なく、これに全然触れないで日中の正常化をやる道があるかというところ、実は鳩山内閣のときにやられました日ソ共同宣言方式というのがそうであったわけです。これは全然サンフランシスコ体制に触れないで、日ソの間に関交を開いたわけでございます。もし中国に二つの政権がなかったら、鳩山内閣がやられたような方式で、私どもは日中の正常化が比較的早い時期にできていたのではないかと思つてございます。ところが、むずかしいのは中国にはもう一つの政権が台湾にあるわけでございます。

しかも、その台湾が中華民國としてわが国と国交を持ち、かつサンフランシスコ体制のなかに一つの位置を占めているわけでございます。それだけに、日中の国交正常化の仕事はきわめて容易ならぬ課題であるわけで、一方において大きい決断が要ることであると同時に、他方ではどうしてもこのサンフランシスコ体制に触れないで通るといふわけにいかない仕事であるわけでございます。日中双方が決断するとともに、サンフランシスコ体制との調和ということを考えるのであれば、日中和解の道はないわけでございます。残された道は、きわめて狭い道であつたと思ふのであります。その狭い道をどのようにしてきりぬけていくかということが、まさに日中正常化の問題であつたわけでございます。

ややそれを具体的にくだいて申しますと、まず第一に、日華平和条約との関連が出てくるわけでございます。日華平和条約はサンフランシスコ条約の申し子で、サンフランシスコ条約の第二十六条にのつとつて国民政府との間で締結し、国会の批准を経た条約であります。中国は、この条約は初めから不法不当であるという立場をとつておりますことはご承知のとおりですが、これがどういふふうに関中の正常化にからんでくるかと申しますと、次の二点にかかわりをもつてまいります。すなわち日華平和条約には、日中の間に戦争状態がすでに終結したことがうたわれております。また中国は対日賠償を請求しないということも、あの条約のなかで確認されているわ

けでございます。しかも、われわれはそれを、国会の批准を得て公式に受けとめたわけでございます。したがって日本にとりましては、法的には戦争状態の終結の問題と、賠償請求の問題は解決済みという立場に立たざるを得ないのでございます。しかるに中国にとりましては、これらの問題は正にこれからの交渉で処理すべき課題であったわけでございます。これをどのように解決するかということですが、どう考えてみても合法的解決はできないわけです。

しかし世の中にはいい言葉があります。つまり「政治」という言葉がそれで、こうした問題は政治的解決を模索していくより他にやりかたがないわけでございます。今度のコミュニケの第一項、第五項、それと合わせて、全文を熟読していただきますと、その辺の苦心が読みとつていただけるかと思うのであります。ローマの昔に、ヤーヌスという神様がいたと言い伝えられております。ヤーヌスというのは入り口とか門の守護神で、体は一つであるが顔は二つあったそうです。この場合もそういうコミュニケをつくる。いわばヤーヌスのコミュニケといいますが、体は一つであるが、顔が二つあるコミュニケをつくり上げて、この矛盾を克服することしか、だれが考えても考えられないわけでございます。

第二は台湾の領土権の問題でございます。コミュニケにもありますように、中国側は台湾は中国の領土の不可分の一部であると主張するわけです。日本はこれを理解し、尊重するといつてい

るが、それを承認するとは書いていないのでございます。なぜならば、台湾、澎湖島は、ご承知のように、サンフランシスコ平和条約で日本が放棄したところでございます。したがって連合国が集まりまして、日本が放棄した領土を（この中には台湾ばかりでなく樺太や千島も、含まれておりますが）どこに帰属させるかを決めなければならぬ性質のものでございます。ところが連合国側は、そういう面倒なことを引き受けてやってくれないので、これらの領土は日本が放棄したままになっているわけでございます。そういうふうな状態のときに、日本としては自らが捨てたこの領土権は、だれそれのものであるということを決めることができる立場にあるわけではございません。

いままでこの問題の処理に当たって、中国と国交を結んだ他の国々の前例を調べてみると、フランスと北京が国交を樹立したときには、台湾には全然触れておりません。どうして触れなかつたかよくわかりませんが、全然触れないで国交が樹立されております。カナダのときには、台湾は中国の不可分の領土の一部であるという主張について、テイク・ノートすると書いてあるわけでございます。私は、そのあたりから中国の考え方というものが、やや現実的になってきたのではなかるうか、と思うのであります。イギリスの場合は、この問題について中国の主張をアクノレッジするという言葉を使っております。一番新しいケースはオランダですが、オランダは中国

の立場を理解しかつ尊重する、と書いてあるわけです。私どものほうでは、いろいろ考えまして、日本の場合もオランダの前例によるうではないか、そういうことで中国側と折衝し、中国側の理解を得ましたので、そういう表現でやることにしたのでございます。

なお、このコミュニケには出ておりませんが、中国側との話合いで一番苦心したのは、いうまでもなく、わが国との間に外交関係がなくなった後の台湾とわが国との関係であります。私どもは、日台間の事実上の関係は、そのまま維持したいので、中国側に理解を求めたところ、中国側も理解を示されましたので、それが今日のように支障なく維持されることになったことを申し添えておきます。

現実的、弾力的になつた中国の外交政策

日本と中国それぞれその立場が、本来水と油みたいな関係でありながら、日中の国交正常化につき曲がりなりにも合意にこぎつけることができたのであります。それでは何故そついう政治的解決が可能であつたか、ということをふり返つて考えてみますと、私はいくつかの要因が考えられるのではなからうかと思つております。

第一は、日本の国内の状況が、中国との和解について、もうそろそろけりをつけなければならぬというような熟した状況になっていたと思うのであります。従来は、与党や野党の一部、さらには財界の一部の方々と中国との間で非公式な接触があつたにすぎなかつたが、こゝ一、二年の間に、日本の世論が急速に熟してまいりまして、日中和解の方向に、だんだんとかたまつてきたと思つてあります。われわれ政治をやる立場から申しますと、そういう状況を見すことなく、大方の国民の願望というものは、いかにかしてこれを実現することが嚴肅な政治の責任であると思つて至つたのであります。もしそれをやらなかつたら、欲求不満が日本の国内に瀰漫する状況になるにちがいない。そういう状態は日本にとつて決して健康な状態ではないと思つたのであります。それは一つの政治的便秘状態でございますから、そういう状態を長く続けることはできないと思つてございます。こういう問題は、できたらなるべく早くかたづけたいほうがいい、またかたづけなければならぬのではないか。そういうように、われわれが考えてまいりましたのが、去年から今年にかけてのことでございます。

第二に、これを成功に導いた大きい要因は、中国側にあつたと思つてあります。中国側は先ほど申しましたように、カナダと国交を結びました頃から、私どもの予想以上にみずからの捧持する原則の具体的な適用に弾力性を持ち始めたように思つてあります。カナダが国交を樹立し

たしましてから、二十数カ国が北京と国交を結んだわけでございます。一方、中国は国連の中国代表権の問題でも、とうとうみずからの主張を貫き、みずからの外交政策に、どうも自信を持ってきたのではなからうかと思われます。中国の国内事情、あるいは中国の周辺状況というものが、どのようにこれに影響しているのかは私にはよくわかりません。しかし中国の外交政策自体が非常に実際的になり、現実的になり、あるいは弾力的になっていったということだけは、われわれが確実に読みとれる兆候でございました。

すなわち、日本の場合も、中国の場合も、和解をしよう、正常化しようではないかということ、本気で現実の問題として考えるようになってきていたと思っております。事を成す場合にたくさん問題はあるけれども、まず事を成さなければならぬ、という気持ちが双方に熟していることが必要です。それがこの場合にもあったことが、今度の合意をもたらした背景ではないが、そういう感じがしてならないのでございます。

第三に、ここで見逃してならないことは、われわれがサンフランシスコ体制を踏まえてやったからできたのではないかということでございます。もし日中の正常化の仕事をするためには、この体制を犠牲にせざるを得ないということになると、われわれも二の足を踏んだに違いない。もしサンフランシスコ体制を中国向けに再編して、中国がのみやすい姿にしなければならぬとい

うことになれば、その準備作業自体にわれわれはエネルギーの大半を吸いつくされてしまつて、本題の日中正常化にとりかかるまでに疲れきつてしまつてはないか。サンフランシスコ体制はこのまま堅持する、そのことに何ら懸念を持たず、後顧の憂いを抱かないで、われわれは日中の和解に専心できたわけです。そのことがやっぱり、今度の合意をもたらした非常に大きな要因であつたと思います。特にこの問題に対して中国が注文をつけなかつたばかりでなく、理解を示したこと、そのことがやっぱり大きい力であつたと思つてあります。

いずれにいたしましても、そういう過程を経まして、この長い懸案が一応の解決になつたわけでありませう。しかし、これはたんに日中兩國の間に外交関係がもたれるようになったといふにすぎない。いままでなかつた道が、細々ながらついたといふにすぎないわけでございます。まさにこれはスタートであつて、問題は全くこれからのことだと思つてございます。この狭い道をどのように踏みしめて、日中関係を形成していくか、そしてそれがアジアならびにこの周辺の地域に対して、どういう貢献をするか、それはやっぱりこれから日中兩國の政府と国民の嚴肅な責任ではないかと思つてあります。ようやく長い懸案に一応の終止符をうつことができたのであります。暗い過去を清算し、これから兩國の間で何をやるべきか、何をやってはいけないか、そういうことについて真剣に話し合つてやうていくといふことが、これからの課題であらうと思つてあります。

しかしより根本的には、何と申しましても、両国間に信頼がなければならぬわけでございます。言えれば必ずこれを信じ、行なえば必ず結果ありという姿に、私どもはやってまいらなければならぬ、またそうやってまいりますと、日中の関係に未来が開けてくるのではないかと、私はそう信するのでございます。全く問題はこれからでございます。私どもも誠心誠意がんばってまいりますつもりでございますが、各位におかれましては、何かにつけて、私どもにご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。きわめて簡単でございますが、日中正常化の交渉から帰りましたのを機会に感想の一端を述べ、ご報告にかえる次第でございます。ご清聴誠にありがとうございます。ございました。

(昭、四七・一〇・六 内外情勢調査会講演・於帝国ホテル)

参考資料

日中共同声明(全文)

4. 講演 日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国國務院総理周恩来の招きにより、一九七二年九月二十五日から九月三十日まで、中華人民共和国を訪問した。田中総理大臣には大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官およびその他の政府職員が随行した。

毛沢東主席は、九月二十七日に田中角栄総理大臣と会見した。双方は、真剣かつ友好的な話し合いを行なった。

田中総理大臣および大平外務大臣と周恩来総理および姬鵬飛外交部長は、日中両国間の国交正常化問題を初めとする両国間の諸問題および双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中で真剣かつ率直に意見を交換し、次の両政府の共同声明を發出することに合意した。

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一ページを開くこととなる。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」をじゅうぶん理解する立場に立つて国交正常化の実現をはかるといふ見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界

の平和に貢献するものである。

一、日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。

二、日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

三、中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場をじゅうぶん理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

四、日本国政府および中華人民共和国政府は、一九七二年九月二十九日から外交関係を樹立することを決定した。両政府は、国際法および国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の大使館の設置およびその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できるだけ速やかに大使を交換することを決定した。

五、中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。

六、日本国政府および中華人民共和国政府は、主権および領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等および互恵ならびに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。

両政府は、右の諸原則および国際連合憲章の原則に基づき、日本国および中国が、相互の関

係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力または武力による威嚇に訴えないことを確認する。

七、日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。

八、日本国政府および中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行なうことに合意した。

九、日本国政府および中華人民共和国政府は、両国間の関係をいっそう発展させ、人的往来を拡大するため、必要に応じ、また、既存の民間取決めをも考慮しつつ、貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結を目的として、交渉を行なうことに合意した。

一九七二年九月二十九日に北京で

日本国内閣総理大臣

日本国外務大臣

中華人民共和国國務院総理

中華人民共和国外交部長